

# 青森県報

第四千三十九号

平成二十七年  
八月二十六日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三

出……………(同) ……四

保安林の指定解除……………(林政課) ……四

遊漁規則の変更認可……………(水産振興課) ……五

漁船保険付保義務の発生……………(下北地域) ……五

### 公 告

建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……五

右 同……………(上北地域) ……六

出先機関

土地改良区の定款変更の認可……………(中南地域) ……六

右 同……………(同) ……六

選挙管理委員会

個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正……………(事務局) ……六

正……………(事務局) ……六

## 告 示

青森県告示第六百二十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	施設の種類	変更年月日
変更前	特別養護老人ホーム クローバーズ・ピアム	八戸市南郷区大字市野 五〇野沢字山陣屋三六の五	地域密着型介護老人福祉施設	平成二七・四・一
変更後		八戸市南郷大字市野 〇沢字山陣屋三六の五		



青森県告示第六百二十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

青森県告示第六百二十八号

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
有限会社 かずさ		"		"	
三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一		"		"	
訪問介護		"		認知症 対応 生活介護	
ヘルパー システム ズ		ホーム グループ のびのび の家		ホーム グループ のびのび の家	
三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 のAサ の	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 のAサ の	八戸市南郷 大字島守二 の野沢二二	八戸市南郷 大字島守二 の野沢二二	八戸市南郷 大字島守二 の野沢三	八戸市南郷 大字島守二 の野沢三
三 七 一		"		"	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
"	"	社会福祉 法人信和社		株式会社 伸栄会		株式会社 まる		名称	介護予防事業 者	介 護 予 防 事 業 所
"	"	東京都中央 区日本橋 五丁目六 目		弘前市大 字二丁目 二八の二		弘前市大 字二丁目 一〇の七		主たる事務 所所在地		
介護予防 訪問介護	通所介護 通所介護	介護予防 生活介護 短期介護 施設		訪問介護 伸栄会		通所介護 サービス		種類		
訪問介護 センター ピアース ・	ピアース ・	ショート ステイ ・		伸栄会		サービス センター		名称	介 護 予 防 事 業 所	名 称
八戸市南郷 大字島守三 の五〇	八戸市南郷 大字島守三 の五〇	八戸市南郷 大字島守三 の五〇		弘前市大 字二丁目 二八の二		弘前市大 字二丁目 一〇の七		所在地		
"	"	三 七 一		三 七 一		平 成 二 七 年 八 月 二 六 日		年月日 変更		

平成二十七年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
有限会社 かずさ		"		"		社会福祉 市八戸市 社協八戸 議八戸 会福八戸	
三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九		"		"		八戸市根城 一八八 五丁目八 の	
介護予防 訪問介護		通介 所護予 護所護防		介訪介 護問入 予護浴防		介護予 訪問介 護防	
ヘルパー システム センター が		社会福祉 市八戸市 法協八戸 社協八戸 業所介護 所業所護		社会福祉 市八戸市 法協八戸 社協八戸 業所介護 所業所護		社会福祉 市八戸市 法協八戸 社協八戸 業所介護 所業所護	
三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九 のレサの ーパース の	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 二七九 のレサの ーパース の	八戸市南郷 大字島内 五字守郷 の阿庄内 二庄守郷	八戸市南郷 大字島内 五字守郷 の阿庄内 二庄守郷	八戸市南郷 大字島内 五字守郷 の阿庄内 二庄守郷	八戸市南郷 大字島内 五字守郷 の阿庄内 二庄守郷	八戸市南郷 大字島内 五字守郷 の阿庄内 二庄守郷	八戸市南郷 大字島内 五字守郷 の阿庄内 二庄守郷
七・七 一		"		"		"	

青森県告示第六百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、  
次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項におい

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
						名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
社会福祉法 人信和会	社会福祉法 八戸市協社 会協議	社会福祉法 八戸市協社 会協議	社会福祉法 八戸市協社 会協議	株式会社 栄会	株式会社 栄会	主たる事務 の所在地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
東京都中央区 日本橋馬喰町 一丁目五の六	八戸市根城八 丁目八の一五	八戸市根城八 丁目八の一五	八戸市根城八 丁目八の一五	弘前市大字広 野二丁目二八 の二	弘前市大字広 野二丁目二八 の二	弘前市大字 野二丁目二八 の二	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
居宅介護支 援センター ズクローパー	社会福祉法 八戸市協社 会協議	社会福祉法 八戸市協社 会協議	社会福祉法 八戸市協社 会協議	伸栄会	伸栄会	弘前市大字 野二丁目二八 の二	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
八戸市南郷大 字野沢山陣 屋三六の五〇	八戸市南郷大 字野沢山陣 屋三六の五〇	八戸市南郷大 字野沢山陣 屋三六の五〇	八戸市南郷大 字野沢山陣 屋三六の五〇	弘前市大字 野二丁目二八 の二	弘前市大字 野二丁目二八 の二	弘前市大字 野二丁目二八 の二	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
"		七・四 一		平成 二七・六 一		年 月 日 更	

平成二十七年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてそ  
の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例によ  
る生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二  
の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した  
旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示  
する。

て準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十七年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所  
八戸市大字市川町字浜一の一〇
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 三 保安林解除の理由  
道路用地とするため

青森県告示第六百三十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成二十七年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 漁業権者の住所及び名称  
十和田市大字奥瀬字中平六一の一 奥入瀬川漁業協同組合
- 二 認可年月日 平成二十七年八月十一日
- 三 漁業権の免許番号 内共第四十三号
- 四 変更の内容  
遊漁規則の（遊漁料の額及び納付方法）第7条第1項「遊漁者が小学生以下ときは無料、中学校生徒又は」を「遊漁者が中学生以下るときは無料」に、第2項「奥入瀬川漁業協同組合事務所（十和田市元町東四丁目1番15号）」を「奥入瀬川漁業協同組合事務所（十和田市大字奥瀬字中平61番地1）」に改める。
- 五 施行の日 平成二十七年八月十一日

青森県告示第六百三十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定に

よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十七年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
むつ市大字奥内字浜奥内五の二	むつ
むつ市大平町三三の九	
むつ市大字奥内字浜奥内一九の二	
	新谷 富也
	大室 石夫
	二本柳 吉逸

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社西田組
- 二 代表者の氏名 西田 文仁
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字荒川字柴田一〇二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第四七三三八号
- 五 取消年月日 平成二十七年八月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
 平成二十七年七月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社おいらせ産業
- 二 代表者の氏名 吉田 節也
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字下吉田字米沢五四の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一五九八六号
- 五 取消年月日 平成二十七年八月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
 土木、とび・土工、石、管、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
 平成二十七年八月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、浅瀬石川土地改良区の定款の変更を平成二十七年八月五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年八月二十六日

中南地域県民局長 藤 岡 正 昭

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、弘前市和徳土地改良区の定款の変更を平成二十七年八月五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年八月二十六日

中南地域県民局長 藤 岡 正 昭

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十二号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

表中

下北文化会館	"	金谷一丁目一〇の一	を
下北文化会館	"	金谷一丁目一〇の一	
むつ来さまい館	"	田名部町一〇の一	に改める。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	--	--------------------------------